

沼津港における船舶と陸地との間の交通場所並びに
貨物の積卸場所の指定について

沼津港における関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 24 条第 1 項の規定による船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所を、下記のように指定したので、関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 22 条第 1 項の規定により公告する。

平成 17 年 4 月 1 日

清水税関支署長 山本 浩

記

1. 本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所

外国往来船	交通経由場所
(1) 北 1 号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げるけい留岸壁
(2) 東 2 号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げるけい留岸壁

2. 貨物の積卸場所

場所の名称	所在地	備考
(1) 北 1 号岸壁	沼津市本字千本 1905 - 43	
(2) 東 2 号岸壁	沼津市本字千本 1905 - 71	

（注）「場所の名称」は、港湾管理者が公示したもの又は企業により港湾管理者あてに届出たものである。